

学校法人に関する法律等について



文部科学省高等教育局私学部参事官付

平成28年8月23日（火）



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の説明内容

1. はじめに
2. 学校法人に関する主な法律等
3. 私立学校法について
4. 大学設置基準等について
5. 終わりに

1. はじめに

学校法人や大学改革等に関する近年のキーワード

・18才人口の減少、経営基盤の強化、地方創生、ガバナンス、コンプライアンス、高大接続改革、新たな高等教育機関、グローバル化、情報公開、FD・SD、IR、耐震化、給付型奨学金、所得連動返還型奨学金、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、社会人の学び直し、産学連携、アクティブラーニング、認証評価、PDCAサイクル

等々

私立学校の役割等

- ◆ 我が国の高等教育機関（大学、短大、高専）の約78.9%が私立。学生数の約73.1%が私立に在籍。

※H28年度学校基本調査（速報値）より

- ◆ 私立学校は、建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開。

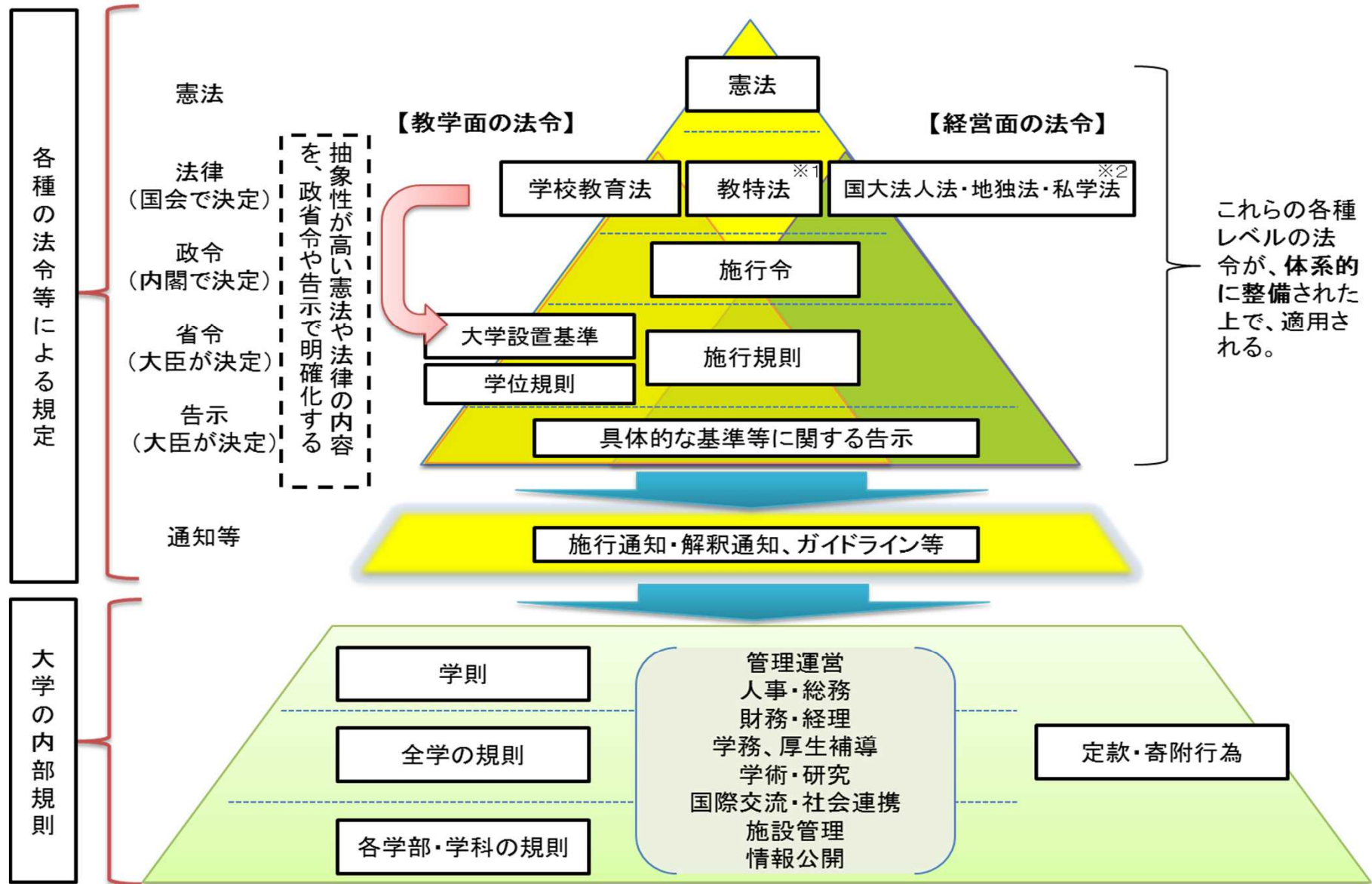
→ 私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量ともに重要な役割を果たしている。

- ◆ また、私立学校は、

→ それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化や積極的な情報公開などを行いつつ、国民の要請に応える个性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されている。

2. 学校法人に関する主な法律等

大学ガバナンスに関する教育・経営に係る法令の関係



※1: 教育公務員特例法、※2: 国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

学校法人に関する主な法律等について

私立学校法

▶ 学校法人の設立、管理運営等

私立学校振興助成法

▶ 私立大学の経常的経費の補助等

学校法人会計基準

寄附行為審査基準

教育基本法

▶ 教育の目的及び理念等

学校教育法

▶ 学校制度の基本を定めたもの

大学設置基準
短期大学設置基準
大学院設置基準
等

法人組織・会計・
補助金等について
規律

学校法人

大学

短大

高校

専修学校

⋮

学校の組織・教育の在り方等を規律

3. 私立学校法について

3 - 1. 私立学校法に定められている 学校法人の各機関の役割等 (私立学校法第3章第3節関係)

私立学校法について

■昭和24年制定

■私立学校の自主性を重んじ、公共性を高め、もって私立学校の健全な発達を図ることが目的【1条】

■第3章「学校法人」において、その設立や管理等について規定

■少子化等の社会情勢の変化を踏まえ、理事や監事制度等について平成16年に大幅改正。さらに平成26年にも改正

学校法人の機関

理事長

▶ 学校法人を代表し、業務を総理（＝最高業務執行機関）

【37条1項】

理事会

▶ 学校法人の業務を決する（＝最終的な意思決定機関）

【36条2項】

監事

▶ 学校法人を監査し、不正等があれば、所轄庁等に報告【37条3項】

評議員会

▶ 学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関【42条】

1. 監事について ① <監事の職務>

◆学校法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況を監査し、不正等があれば対処する。

【私学法37条3項】

監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事について② <監事の選任>

- ◆ 評議員会が同意し、理事長が選任【38条4項】
- ◆ 2人以上を置く必要あり【35条1項】
- ◆ 理事、評議員、法人職員との兼任禁止【39条】
- ◆ 外部監事が1人以上含まれる必要あり【38条5項】
- ◆ 欠格事由あり【38条8項、学教法9条】

※ 監事（役員）の解任については、寄附行為において規定

【学校教育法9条各号】

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者
 - 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- （以下省略）

2. 理事について① <留意すべき主な点>

1. 選任関係

- ◆ 5人以上を置く必要あり【35条1項】
- ◆ 外部理事が1人以上含まれる必要あり【38条5項】
- ◆ 各役員（監事を含む）の親族は1人以内【38条7項】
- ◆ 欠格事由あり【38条8項、学教法9条】

2. 職務執行関係

- ◆ 定数の1 / 5をこえて欠けた場合、1月以内に補充が必要【40条】※監事も同様
- ◆ 仮理事の選任【40条の4】
- ◆ 利益相反行為の規制【40条の5】

理事について② <理事の責任>

理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない
(忠実義務) 【40条の2】



違反すれば法人に対し損害賠償
義務を負ったり、解任事由となる

<参考>利益相反について

【私学法40条の5】

内容：「学校法人与理事との利益が相反する事項」については、当該理事は学校法人を代表できない。

趣旨：理事が自己の個人的利益のために法人の利益を犠牲にすることを防ぐ

利益が相反する事項の具体例：

- 学校法人が理事から土地を購入する場合
- 理事長が代表取締役を務める会社に学校法人が金銭を貸し付ける場合など

利益相反に該当する場合、所轄庁（文科省の担当は私学部参事官付総括係）に特別代理人の選任を申請し、当該特別代理人に当該事項を行わせることが必要。

3. 理事長について <留意すべき主な点>

◆理事の中から寄附行為の定めに従って選任【35条2項】

- 通常は理事総数の決議のもと、理事会で選任
- 意思決定機関はあくまで理事会
- 日常業務については、業務分掌規程等に定めることで、理事会が理事長に意思決定を行う権限を委任することも可能

◆毎年5月末までに、決算及び事業実績を評議員会に報告し、意見を求めることが必要【46条】

- 決算は理事会で審議・決定後、評議員会に報告（予算は予め評議員会の意見を聞いた後、理事会で決定）

※理事長は登記が必要（理事長及び寄附行為の定めにより代表権を有する理事以外の理事や監事は登記されない）

- 変更の登記は変更が生じたときから2週間以内【組合等登記令2条1項】

4. 理事会について <留意すべき主な点>

- ◆ 理事会は理事長が招集し、議長となる【36条3項、4項】
- ◆ 理事の過半数の出席が必要【36条5項】
- ◆ 議事は出席理事の過半数で決する【36条6項】
- ◆ 監事も出席して意見を述べることが必要【37条3項6号】

※ 理事の個人的な能力を期待して選任されていることから、本人の出席が原則（ただし、寄附行為に定めれば、みなし出席（書面による意思表示）も可能）

※ 寄附行為の定めに基づき、理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

5. 評議員会について① <評議員会の役割>

- ◆ 予算、事業計画等は理事長があらかじめ評議員会の意見を聴取する義務あり【42条1項】
寄附行為で定めれば、評議員会をそれらの議決機関とすることも可能【42条2項】

【私学法42条1項各号】

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

- ◆ 上記以外についても、評議員会は、役員に意見を述べたり諮問に答えたりすることなどが可能【43条】

評議員会について② <評議員の選任>

◆評議員は、法人職員、設置する学校の卒業生から1人以上選任するほか【44条1項】、具体的には寄附行為で規定

※解任については寄附行為で規定

【私学法44条1項】

評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

◆評議員は理事の定数の2倍をこえる数が必要【41条2項】

※議事などの評議員会の運営は概ね理事会と同様

6. その他

財産目録等の作成、備付け及び閲覧

- ◆毎年5月末までに財産目録等の作成、備付け及び閲覧が必要【47条1項、2項】

一定の資産の保有

- ◆学校法人は私立学校に必要な施設及び設備、経営に必要な財産を有しなければならない【25条1項、2項】

収益事業

- ◆収益を目的とする事業を（寄附行為に規定することで）一部行うことが可能【26条】

寄附行為について

- ◆ 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、所轄庁の認可を得ることが必要【30条1項】
 - 目的、名称
 - 設置する学校及び学部、学科等の名称又は種類
 - 役員の定数、任期、選任及び解任の方法
 - 理事会、評議員会及び評議員に関する規定
 - 資産及び会計に関する規定
 - 収益を目的とする事業を行う場合、事業の種類その他その事業に関する規定
 - 解散に関する規定 など

※学校法人の設立の際には所轄庁の認可が必要【31条1項】

※寄附行為の変更の際には重要性に応じて所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要【45条】（届出事項は私立大学の学部の学科の廃止等）

※私学法と矛盾抵触する条項がある場合、私学法が優先する。

3－2．学校法人の監督 (私立学校法第3章第5節関係)

所轄庁による学校法人に対する監督の手段

措置命令

▶ 法令の規定や寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命令できる【60条1項】

役員 の 解任勧告

▶ 措置命令に従わない場合、役員解任を勧告できる【60条9項】

収益事業 の 停止

▶ 学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を実施した場合等、その事業の停止を命ずることができる。【61条】

解散命令

▶ 他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、解散を命ずることができる。【62条】

報告及び 検査

▶ 学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること等ができる。【63条1項】

平成26年4月 私立学校法改正の概要（私学法60条、63条関係）

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 改正イメージ

赤字の措置を新たに設け異例の事態に適切に対応

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

違反の事実等を確認

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会等からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員解任勧告

解散命令

運営改善

学生保護

理事の忠実義務

4. 施行期日

平成26年4月2日

3－3．学校法人の解散 (私立学校法第3章第4節関係)

学校法人の解散

学校法人の解散

◆学校法人が消滅に向けた手続（＝清算手続）に入ること

【私学法50条1項】

学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

学校法人の清算手続

基本的には旧理事が清算人に選任【50条の4】され、清算手続を行う

法人の財産を換価し、債務を弁済

最終的に残った残余財産を引き渡す（寄附行為で定めた者に帰属させ、いなければ国庫に帰属）【51条】

3 - 4. 罰則

(私立学校法第5章関係)

罰則について

【私学法66条】

次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- 九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。